陳　情　文　書　表

（人事委員会事務局）

受理番号	１９０５	受理年月日	令和６年５月27日
件　　名	人事院に対する国家公務員の地域手当支給率引上げの要請		
要　　旨	2014年の人事院勧告で地域手当（一般職の職員の給与に関する法律（平成17年法律第１１３号）第11条の３）の見直しが図られ、勤務官署の所在地の違いにより最大20パーセントもの賃金格差が生じている。 当時、人事院は、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給するとして、その検討材料に厚生労働省が取り組む賃金構造基本統計調査（以下「賃構」という。）の集計データを用いて支給率を決定した。 しかし、実際に賃構により決定される地域別の最低賃金の額と地域手当の支給率はかい離しており、加えて、各都市の物価については大差がないにもかかわらず、大企業が集中する都心部及び近郊などの賃金が高く評価され、中小企業が多くを占める地方との格差を広げる結果となっている。正に都心・都市部に人材を引き寄せるための取扱いと言わざるを得ない。同じ賃金調査の結果を用いながら、京都市と神戸市に適用される金額や支給率が逆転しており、公正性がゆがめられているものと言える。 また、地域の企業活動が活発・好況である地域（特に豊田市16パーセントなど）に手厚く対応しており、政令指定都市（京都市）よりも京田辺市に多く支給されるなど、いびつな地域間格差が生じている。 2014年の人事院勧告で示された京都市への地域手当の支給率は、当初８パーセント相当と示唆され、激変緩和措置として10パーセント維持されたと言われている。 現況、コロナ禍を経て、昨今の物価高騰に伴い、地域の企業は疲弊している。 とりわけ、京都の地域経済は、伝統・地場産業から観光事業、特にインバウンド産業へと移行しており、かつての活気ある経済力を取り戻したとは言い難く、そんな中で近年の賃構を用いた賃金センサスで粛々と進められると、京都市における現行10パーセントからの引下げは避けられない状況にあることは明白である。 加えて、国政を見ると、少子化対策や能登復興施策の遅延など、国民からの批判は収まらず、その財源捻出に向けて、今年の給与勧告の内容によっては東日本大震災の復興対策費用に係る捻出として強行した議員立法による公務員給与の引下げや地方自治への交付金削減などを再び発動されることが危惧される。そのためにも地域手当の支給率引上げは切実なものとなっている。 先般、有識者で作る人口戦略会議は、2050年までに自治体の４割が消滅する可能性を、府下では笠置町など９市町村が消滅する見通しを公表した。労働者は、通勤手当は非課税で満額支給されることを理由に他府県への移住や就労場所の移行を進めている。 地域手当制度は、地域の民間賃金水準から規定されるだけでなく、地域の企業の賃金水準や地域経済にも深く影響を与える相互作用関係にあるため、公務員賃金の中で地域間格差を設けることは、地域経済の活性化（政権与党においては地方創生政策）に逆行する制度であり、魅力ある京都を取り戻すため、また、人材確保の観点からも地域手当の支給率や最低賃金の引上げは不可欠であると考える。 ついては、京都市（府）の地域手当に係る支給率の引上げを実施することについて人事院に対して意見を上げるよう願う。		
陳　情　者			
回付委員会	総務消防委員会		